

国際プラスチック条約交渉のこれまでと今後 ～INC3での交渉を受けて

2023年12月8日

条約交渉委員会副議長（アジア太平洋地域代表）

環境省参与 小野 洋

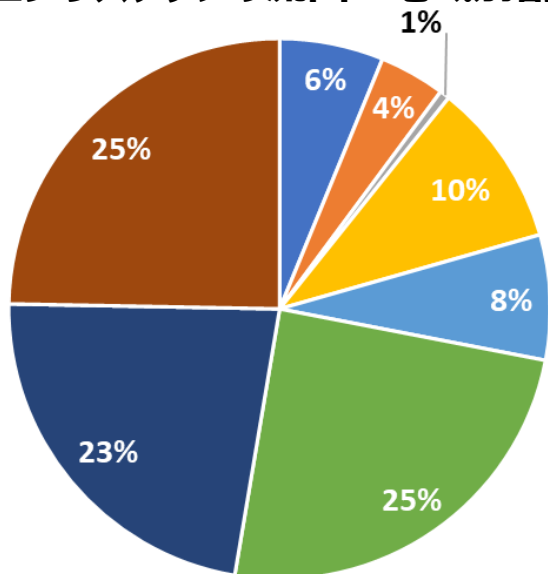
環境中へのプラスチック流出

2019年 環境中（水域・陸域）へのマクロプラスチック流出

マクロプラスチック約1,940万t（参考：マイクロプラスチック約270万トン。計約2,200万トン）

- アジアが主要な排出地域（約5割）。次いで中東・アフリカ。先進国の寄与は10%程度
- なお、マイクロプラスチックにおいても4割がアジア（その他アジア21%、中18%）。次いで、OECD米州18%、OECD欧州13%

マクロプラスチックの流出—地域別割合



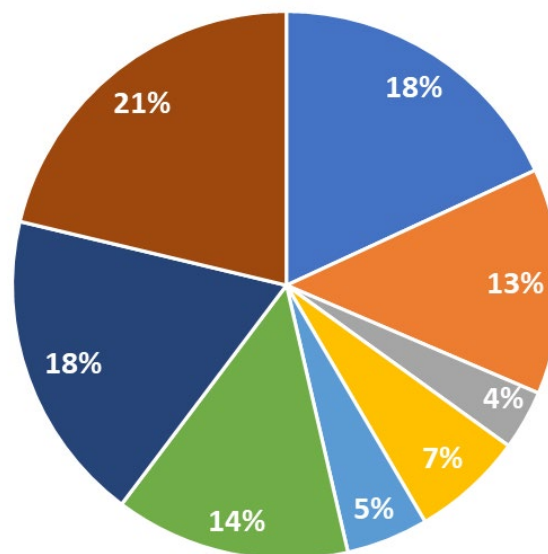
■ 米・加・墨他 (OECD米州)

■ 伯、カリブ諸国他 (非OECD米州)

■ 中国

マイクロプラスチックの流出—地域別割合

2019年



■ EU、諾、スイス、英他 (OECD欧州)

■ 露、非EU東欧諸国他

■ その他アジア

■ 日、韓、豪、NZ (OECD大洋州)

■ 中東、アフリカ諸国他

出典：OECD Global Plastic Outlook (2022) Figure 2.10

世界のプラスチック製造量・使用量

- 国連環境計画（UNEP）の報告書によると、世界全体で388百万トンのプラを製造（2015年時点）
- 製造量及び使用量の国別・地域別シェアは下図の通り
 - ・国別では**中国が最大**（製造28%、使用20%）。次いで北米、西欧（ともに約2割程度）
 - ・日本は製造、使用ともシェア4%程度
 - ・**アジア**（中国、インド、日本、中東、それ以外）が**世界最大のプラ製造・使用地域**（製造51%、使用42%）

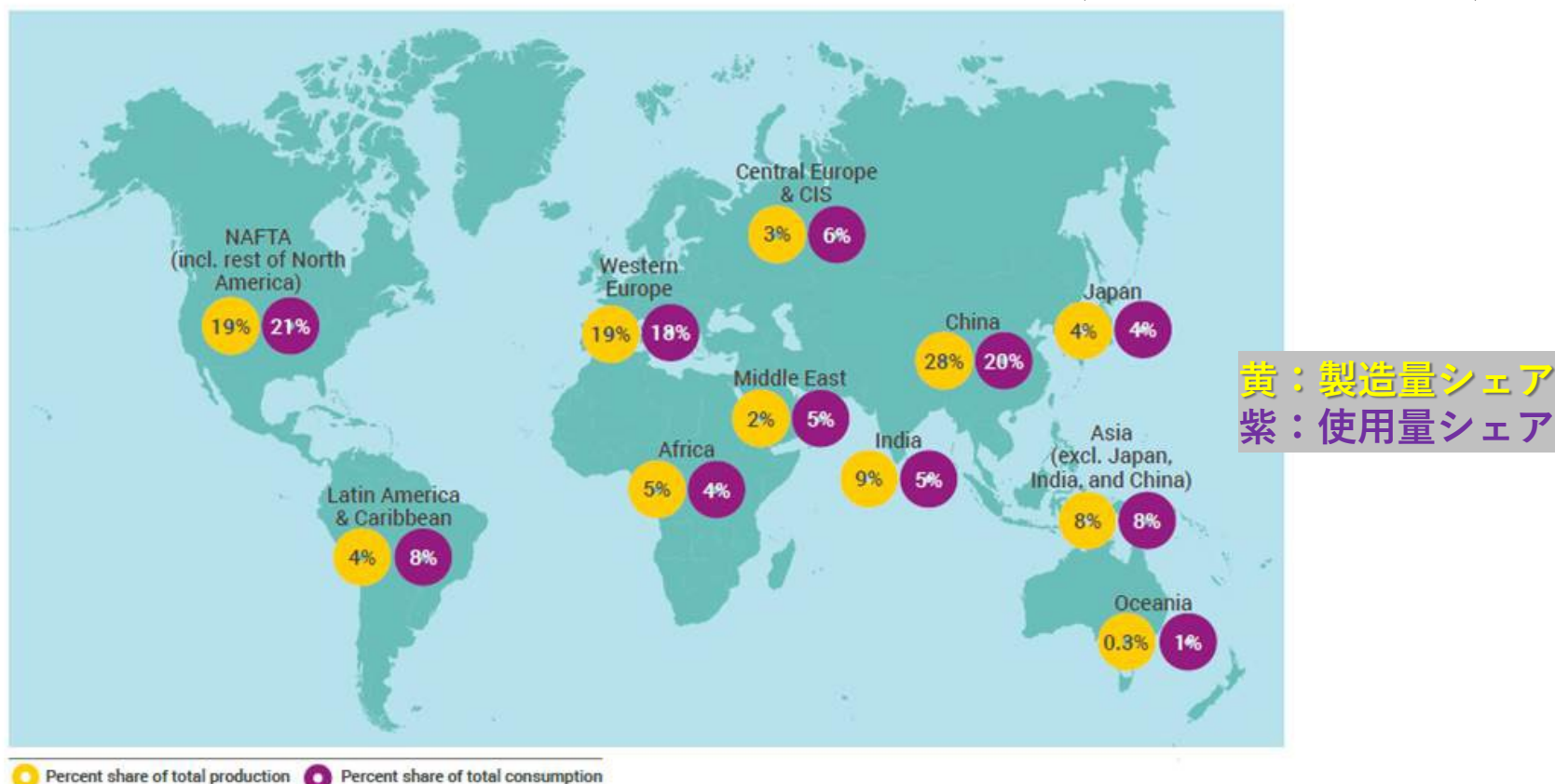


Figure 4. Share of total plastics production and consumption for the different world regions in this mapping

ライフサイクル・アプローチとは



各段階	現状と課題	目指す姿
上流 製造・設計段階	年々増える 生産量 → 再生材 はコスト高 → 様々な 化学物質 を使用 → 技術やコストのハードル →	作りすぎない 再生材を使う 無害 に作る 代替素材 を使う
中流 流通・使用段階	大量の 使い捨て 製品 短い製品寿命・安易に買換え 量を把握していない	使い捨てしない 長く使う・なくさない 使用量を把握 する
下流 廃棄・ リサイクル段階	世界で約9%の低リサ率 廃棄物管理の不備（途上国） 教育、普及啓発不足	収集・分別・リサイクル 適切に埋立て・焼却 （流出させない） ポイ捨て対策・ごみ散乱防止
環境への流出 すべての段階で発生	毎年2000万トン以上流出 （河川等を通じ 陸 由来が約 8割 とされる）	回収して処理 する

プラスチック汚染の根絶に向けた道筋の一例

The Global Rules Scenario involves 15 global policy interventions
Assumed to be legally-binding, concurrent, implemented across all regions, and across the plastic lifecycle:

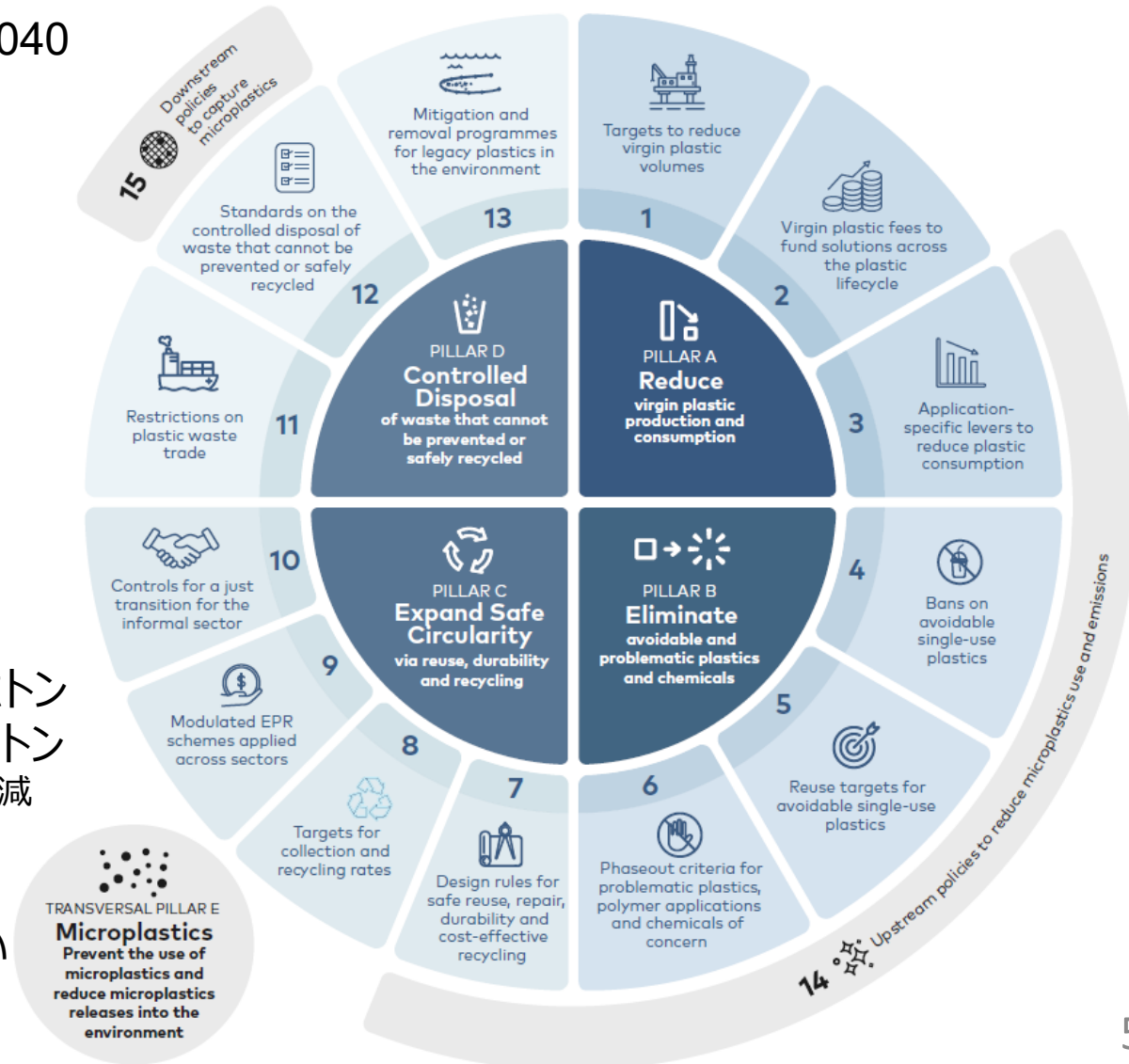
9/19 公表 Nordic Report
Towards Ending Plastic Pollution by 2040
15 Global Policy Interventions for
Systems Change より :

生産段階から廃棄・リサイクル、マイクロプラスチックの流出防止等、プラスチックのライフサイクル全体を通して5つの柱と15の政策分野で世界的に対策が進んだ場合を想定。

適正に処分されていないプラスチックの量

現在 **1.1億**トン発生。これが2040年には
→ → → 現状維持の場合 : **2.05億**トン
→ Global Rule シナリオでは : **0.13億**トン
約9割減

他に、同シナリオでは
・リサイクル量7倍増
・温室効果ガス排出量は現状から増えない
などと予測。



プラスチック汚染条約策定に向けた交渉の状況

● 2019年6月 G20大阪サミット

- 日本主導で大阪ブルー・オーシャン・ビジョンを共有：「2050年までに海洋プラスチックごみによる追加的な汚染をゼロにまで削減することを目指す。」
- 本ビジョンを共有する国は87カ国・地域まで拡大。

● 2022年3月 国連環境総会（UNEA）

- プラスチック汚染に関する条約策定に向けたINC（政府間交渉委員会）の設置を決議

● 2022年11月～12月 政府間交渉委員会第1回会合（INC1）（ウルグアイ）

- 議長（ペルー前外相）が選出され、交渉が正式に開始（約150か国から2300人以上が参加）

● 2023年4月 G7札幌 気候・エネルギー・環境大臣会合

● 2023年5月 G7広島サミット

- プラスチック汚染に関するG7目標：「我々は、2040年までに追加的なプラスチック汚染をゼロにする野心を持って、プラスチック汚染を終わらせることにコミット」

● 2023年5月29日～6月2日 INC2（仏）

- 次回INC3までに議長が条文案（ゼロドラフト）を作成することを決定

● 2023年11月13日～19日 INC3（ケニア）

- ゼロドラフトに各国の意見を反映し、次回INC4で交渉する改定条文案を作成。

● 2024年 4月 INC4（加）

● 2024年 11月 INC5（韓） 条約内容の合意を目指す

INC3の概要

会合概要

- 2023年11月13日～19日、ケニア・ナイロビで開催。
- 本年9月に公表された条約の素案(ゼロドラフト)を元に議論が行われ、各国の提案が盛り込まれた条文案の改定版を作成。
- 政府代表、ステークホルダーを合わせて、約2000名が参加。



アジア太平洋地域・冒頭ステートメント

- UNEA決議を踏まえ、ライフサイクルアプローチで**直接的にプラスチック汚染に対処**すべき。
- より**バランスのとれたテキスト**を求める意見に留意。
- プラスチックの**循環性向上**が条約の重要な要素。
- ライフサイクル全体にわたる国主導の取組を位置づけた「**国家行動計画**」が条約の不可欠な要素。
- 他の条約との重複を避け、**条約の稼働に不可欠な事項を特定し、優先的に議論**を行うべき。



INC3における交渉の成果と課題

- 手続論で時間を浪費することなく、連日深夜まで実質作業に注力。
- 「ゼロドラフト」に自国の意見が十分反映されていないという声が多く、**各国の意見(400件以上)をすべて反映**させた「改訂ドラフト」を作成。
- その結果、「議長テキスト」から「メンバー国のテキスト」へと進化。これは**交渉に必要不可欠なプロセス**(急がば回れ)。
- 他方、専門家や関係者を交え、科学的・技術的な作業を行う「会期間作業計画」に合意できず(多様なニーズ、交渉予断の懸念)。今後、有志国や地域グループによる**自発的な活動の活発化を期待**。

ゼロドラフトに関する議論（1）

一次ポリマー

オプション1: 各国に一律の生産・供給削減目標（例：削減率、期限など）を義務づける。

オプション2: 世界目標を設定し、これを達成するために、各国が独自に国家目標を設定し、世界の生産・供給を管理・削減する対策を実施することを義務づける。

オプション3: 世界の生産・供給を管理・削減するため、各国が、国家計画に基づき必要な措置をとることを義務づける。

- 多くの国が、一次ポリマーの生産に関する何らかの条項を条約に盛り込むことを支持。他方、一次ポリマーについては条約の対象外とすべきとする国も相当数存在。
- 「人の健康および環境上懸念のある一次ポリマー」や「問題があり回避可能な一次ポリマー」に焦点を絞るべきとする意見あり。
- 途上国の国情、対策の社会経済・文化的影響、適切な代替物の利用可能性等を必要性を指摘する意見あり。
- 各国の支持はオプション1～3、および条約の対象外とすべき、という4つに分かれており、意見の隔たりが非常に大きい。

ゼロドラフトに関する議論（2）

懸念のある化学物質およびポリマー

オプション1: 各国に、**リスト化された化学物質およびポリマー**について、生産・使用・販売・流通・輸出入の禁止・廃絶措置を期限付きでとることを義務づける。

オプション2(略)

オプション3: 各国に、**共通の判断要件**に基づき、人の健康、環境、適正処理等に悪影響を及ぼすおそれがある化学物質およびポリマーについて、使用の禁止・規制措置をとることを義務づける。

- **何らかの対策を条約に盛り込むことについて広範な支持**があった一方、**条約の対象外とすべきとする国も存在**。
- 化学物質に関する**既存の環境条約（例：POPs条約など）との重複を避けるべきとする多くの意見あり**。
- **科学、リスク又はハザードに基づくアプローチに対する支持あり**。
- **オプション1を支持する国が比較的多いものの、各オプションに分かれており、意見の隔たりが大きい**。共通の判断要件策定のための会期間作業が必要とする意見も多数。

ゼロドラフトに関する議論（3）

問題があり回避可能なプラスチック製品

オプション1: 各国に、共通の判断要件に基づきリスト化されたプラスチック製品（短寿命の使い捨て製品など）について、生産・販売・流通・輸出入の禁止または削減措置を期限付きでとることを義務づける(shall)。

オプション2: 各国に、共通の判断要件に基づき、問題があり回避可能なプラスチック製品（短寿命の使い捨て製品など）を特定し、生産・販売・流通・輸出入の規制、削減または禁止措置をとることを求める(should)。

- 何らかの対策を条約に盛り込むことについて広範な支持があった一方、条約の対象外とすべきとする国も存在。
- 医療、食品部門などのエッセンシャルユースについて、適用除外の必要性を指摘する意見あり。
- 特に途上国の脆弱な人々や労働者への悪影響を懸念する意見あり。
- なお、これと別にマイクロプラスチックへの対処の必要性について、広範な支持あり。
- 共通の判断要件策定のための会期間作業が必要とする意見も多数。

ゼロドラフトに関する議論（４）

製品設計・性能

オプション1: 各国に、国内で生産・利用されるプラスチック製品について、**共通の設計・性能要件(criteria)に適合させるとともに、その認証・表示の仕組みを設けることを義務づける(shall)。**

オプション2: 各国に、**共通の考え方(elements)に従って、設計・性能要件および規制の枠組みを採用するとともに、その透明化・表示・認証の仕組みを設けることを求める(should)。**

- 本件の**重要性について広範な認識**あり。
- 世界共通の取組（オプション1）を支持する国と、国情を反映し各国が定める取組（オプション2）を支持する国に分かれた。
- 取組内容は、技術的・社会的・経済的に**利用可能な代替品の有無による**とする意見あり。
- 共通の要件や考え方を策定するための会期間作業が必要とする意見あり。
- 包装材、漁具、農業、繊維などセクター・製品別のアプローチの提案もあった。

ゼロドラフトに関する議論（5）

廃棄物管理

オプション1: 各国に、プラスチック廃棄物を安全で環境上適切に管理するとともに、**共通の収集率・リサイクル率・処分率の要求事項(requirements)**に適合することを義務づける。

オプション2: 各国に、プラスチック廃棄物を安全で環境上適正に管理するとともに、**共通の指標(indicators)**に従って各国が定める目標および要求事項を達成するため、その取組を国家計画に位置づけ報告することを義務づける。

- 世界共通の要求事項（オプション1）を支持する国と、国情を反映し各国が定める要求事項（オプション2）を支持する国に分かれた。
- バーゼル条約の下で定められた技術ガイドラインなど**既存の取組との一貫性確保**を求める意見あり。
- 各国の既存の廃棄物管理の取組や、**能力に差があり資金援助や技術移転が必要**とされる点を考慮することが重要との意見あり。
- 漁具に関しては、ライフサイクル全体での取組や既存の汚染への対処が必要なため別の条項で取り扱うべきという意見や、特別の取り扱いは不要との意見があった。

INC4に向けて

- しっかりした交渉の土台（改定ドラフト）が作成され、INC4では、**オプションの統廃合、絞り込み等の本格的交渉**に集中。
- 「懸念のある化学物質」「問題のあるプラスチック製品」「製品設計」等の**技術的詳細について、一定の共通理解醸成**が必要。
- **オプションの統廃合や絞り込みに備えた対応**への検討作業を進めていく。

付録:INC3でのいくつかの途上国の声

- 「プラスチックを生産していない国は、すべての責任を生産国に押しつけようとしているかのようだ。すべての国がプラスチックを消費し、環境へ排出していることを忘れてはならない」(プラスチックを生産しているある途上国)
- 「多くの途上国にとっては、どのような製品や化学物質を対象にするのか分からないままに議論が行われている。」(比較的発展したある途上国)